

平成18年度小樽市予算書

目

次

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	8
国 民 健 康 保 険 事 業	9
土 地 取 得 事 業	11
老 人 保 健 事 業	12
住 宅 事 業	13
簡 易 水 道 事 業	15
介 護 保 険 事 業	17
融 雪 施 設 設 置 資 金 業 融 貸 付 事 業	19
物 品 調 達	20

企 業 会 計	
病 院 事 業	21
水 道 事 業	23
下 水 道 事 業	25
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	27

平成18年度 小樽市 一般会計 予算

平成18年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,334,965千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1	14,762,260
	2	5,244,800
	3	6,991,460
	4	109,600
	5	1,038,500
	6	300
7	25,200	
		1,352,400
2 地方譲与税	1	1,457,000
	2	1,001,000
	3	322,000
	4	122,000
		12,000
3 利子割交付金	1 利子割交付金	51,000 51,000
4 配当割交付金	1 配当割交付金	7,000 7,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	21,000 21,000
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1,563,000 1,563,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	49,000 49,000
8 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	137,000 137,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	400 400
	1 地方特例交付金	218,000 218,000
11 地方交付税	1 地方交付税	15,355,000 15,355,000
	1 交通安全対策特別交付金	36,000 36,000

款	項	金額	
13 分担金及び負担金		千円	
	1 2 分 担 金	416,346 93 416,253	
14 使用料及び手数料	1 2 使 手 料	1,206,708 574,526 632,182	
	15 国庫支出金	1 2 3 国 庫 負 担 金	8,401,140 8,154,778 210,471 35,891
16 道 支 出 金		1 2 3 道 道 負 補 委 担 助 託 金	2,344,352 1,470,115 443,930 430,307
		17 財 産 収 入	1 2 財 産 運 用 収 入
	1 寄 付 金		3,405 3,405
19 繰 入 金	1 2 特 別 会 計 繰 入 金	697,134 162,615 534,519	
	20 諸 収 入	1 2 3 4 5 延 滞 金、 加 算 金 及 び 過 料 子 入 金 元 利 収 入 受 託 事 業 収 入 雑 収 入	11,355,335 3,000 1 10,951,167 57 401,110
21 市 債		1 市 債	3,124,400 3,124,400
		歳 入 合 計	61,334,965

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 278,462 278,462
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査員費 5 統制費 6 監査費	921,004 763,975 73,726 31,218 36,613 11,444 4,028
3 民生費	1 社児童会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活年金費 4 国民生活年金費 5 国民生活年金費	18,480,776 6,823,755 3,094,113 8,397,943 5,533 159,432
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健費 3 清掃費	4,758,332 3,206,219 362,701 1,189,412
5 労働費	1 労働諸費	85,409 85,409
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	109,478 94,979 14,499
7 商工費	1 商工費	2,516,562 2,516,562
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市計画費 5 住宅費 6 港湾費	5,531,817 2,382 1,682,170 85,251 2,368,309 578,754 814,951

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	千円 209,555 209,555
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 中学校校舎給食費 5 社会会給食費 6 社会会給食費	1,826,070 181,246 527,569 341,904 277,812 300,633 196,906
11 公債費	1 公債費	8,107,064 8,107,064
12 諸支出金	1 貸付金 2 特別会計償還金 3 基金償還金	8,388,926 8,038,384 350,201 341
13 職員給与費	1 職員給与費	10,091,510 10,091,510
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出合計		61,334,965

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土地評価システム業務委託料	平成19年度から 平成20年度まで	千円 19,950
中小企業者が金融機関から経営支援特別 資金を借り入れることに伴う損失補償	平成18年度から 平成25年度まで	損失補償すべき額
重要文化財旧手宮鉄道施設修復事業費	平成19年度	97,700

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
	千円		%	
庁舎施設整備事業費	7,200	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置 期間を含め、30年以 内に借入先が定める 償還年次表により償 還する。 2 事業又は財政その 他の都合により、起 債金額の全部又は一 部を翌年度に繰延借 入れをすることがで きる。 3 財政の都合等によ り繰上償還又は借換 えをすることができる。 4 利率見直し方式で 借り入れる政府資金 及び公営企業金融公 庫資金について、利 率の見直しがあった 場合は、当該見直し 後の利率とする。
社会福祉施設等施設整備事業費	17,000			
保育所建設事業費	4,900			
墓地整備事業費	7,000			
出 資 金 債	12,300			
北しりべし廃棄物処理 広域連合負担事業費	305,800			
廃棄物処理施設整備事業費	19,500			
道路新設改良事業費	440,000			
河川整備事業費	50,000			
都市計画事業費	2,400			
港湾事業費	112,400			
消火栓整備事業費	10,700			
義務教育施設整備事業費	26,000			
重要文化財修復事業費	12,100			
総合体育館設備整備事業費	23,200			
減 税 補 て ん 債	136,000			
臨時財政対策債	1,386,000			
公 的 資 金 借 換 債	551,900			

平成18年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成18年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ654,648千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 359,451
	1 使用料	359,451
2 財産収入		100,000
	1 財産売却収入	100,000
3 諸収入		17,797
	1 雑収入	17,797
4 市債		177,400
	1 市債	177,400
歳入合計		654,648

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 146,465
	1 港湾整備事業費	146,465
2 公債費		497,483
	1 公債費	497,483
3 諸支出金		10,600
	1 繰出金	10,600
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		654,648

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふ頭用地整備事業費 資本費平準化債	40,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	千円 1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
	137,400			

平成18年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成18年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,268千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 28,949 28,949
2 繰入金	1 一般会計繰入金	2,330 2,330
3 諸収入	1 雑収入	19,989 19,989
歳入合計		51,268

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 46,719 46,719
2 公債費	1 公債費	4,449 4,449
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		51,268

平成18年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成18年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,922千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 25,832 25,832
2 諸収入	1 雑収入	16,090 16,090
歳入合計		41,922

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 37,795 37,795
2 公債費	1 公債費	2,012 2,012
3 諸支出金	1 繰出金	2,015 2,015
4 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		41,922

平成18年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成18年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,008,769千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	4,286,600 4,286,600
2 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	4,343,905 2,959,223 1,384,682
3 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	4,901,620 4,901,620
4 道支出金	1 道負担金 2 道補助金	748,837 69,223 679,614
5 共同事業交付金	1 共同事業交付金	277,230 277,230
6 繰入金	1 一般会計繰入金 2 一般会計借入金	4,439,667 1,635,804 2,803,863
7 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料 2 雑入	10,910 510 10,400
歳入合計		19,008,769

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費	325,518 325,518
2 保険給付費	1 療養諸費 2 出産育児等諸費	11,880,400 11,825,800 54,600
3 老人保健拠出金	1 老人保健拠出金	3,009,419 3,009,419
4 介護納付金	1 介護納付金	706,474 706,474
5 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	276,895 276,895
6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金 2 一般会計借入金償還金	2,809,863 6,000 2,803,863
7 予備費	1 予備費	200 200
歳出合計		19,008,769

平成18年度 小樽市土地取得事業特別会計予算

平成18年度小樽市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 基金貸付金収入		千円
	1 基金貸付金収入	60,000 60,000
2 繰入金		315
	1 一般会計繰入金	315
3 諸収入		285
	1 貸付金収入	250
	2 貸付地収入	35
歳入合計		60,600

歳出

款	項	金額
1 土地取得事業費		千円
	1 土地取得事業費	60,000 60,000
2 土地開発基金費		600
	1 土地開発基金費	600
歳出合計		60,600

平成18年度 小樽市老人保健事業特別会計予算

平成18年度小樽市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,218,057千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 支払基金交付金	1 支払基金交付金	千円 11,340,792 11,340,792
2 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	6,548,477 6,542,697 5,780
3 道支出金	1 道負担金	1,635,674 1,635,674
4 繰入金	1 一般会計繰入金	1,691,114 1,691,114
5 諸収入	1 雑収入	2,000 2,000
歳入	合計	21,218,057

歳出

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	千円 60,918 60,918
2 医療諸費	1 医療諸費	21,156,839 21,156,839
3 予備費	1 予備費	300 300
歳出	合計	21,218,057

平成18年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成18年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,565,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 606,426 606,426
2 国庫支出金	1 国庫補助金	159,661 159,661
3 財産収入	1 財産運用収入	31 31
4 繰入金	1 基金繰入金 2 一般会計繰入金	275,022 4,300 270,722
5 諸収入	1 住宅敷金収入 2 雑収入	4,010 3,500 510
6 市債	1 市債	520,200 520,200
歳入合計		1,565,350

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費	1 住宅管理費 2 住宅建築費	千円 715,167 373,823 341,344
2 公債費	1 公債費	850,083 850,083
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		1,565,350

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
公営住宅建替事業費 (オタモイ住宅2号棟50戸)	平成19年度	千円 490,642

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 248,800	普通貸借	% 10.0	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。 2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
公的資金借換債	271,400	又は 登録公債		

平成18年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成18年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,235千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	70,000 70,000
2 道支出金		26,979
	1 道補助金	26,979
3 繰入金		45,211
	1 一般会計繰入金	45,211
4 諸収入		5,045
	1 受託事業収入	5,000
	2 雑収入	45
歳入合計		147,235

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円
	1 水道事業費	65,329
	2 水道建設費	19,861 45,468
2 公債費		81,806
	1 公債費	81,806
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		147,235

平成18年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成18年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,875,901千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 保険料		1,997,431
	1 介護保険料	1,997,431
2 国庫支出金		3,127,757
	1 国庫負担金	2,302,147
	2 国庫補助金	825,610
3 支払基金交付金		3,586,308
	1 支払基金交付金	3,586,308
4 道支出金		1,455,104
	1 道負担金	1,438,842
	2 道補助金	16,262
5 繰入金		1,709,101
	1 一般会計繰入金	1,705,101
	2 基金繰入金	4,000
6 諸収入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑入	100
歳入合計		11,875,901

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費		248,997
	1 総務管理費	115,690
	2 徴収費	12,905
	3 介護認定審査会費	118,222
	4 趣旨普及費	2,180
2 保険給付費		11,510,737
	1 介護サービス等諸費	10,841,695
	2 支援サービス等諸費	416,156
	3 高額介護サービス等費	239,000
	4 その他諸費	13,886
3 地域支援事業費		102,500
	1 介護予防事業費	58,000
	2 包括的支援事業費 ・任意事業費	44,500
4 財政安定化基金拠出金		12,067
	1 財政安定化基金拠出金	12,067
5 諸支出金		600
	1 償還金及び還付加算金	600
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		11,875,901

平成18年度 小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算

平成18年度小樽市の融雪施設設置資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ266,310千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円
	1 一般会計繰入金	195,728
	2 一般会計借入金	270
2 諸収入	1 貸付金収入	195,458
		70,582
		70,582
歳入合計		266,310

歳出

款	項	金額
1 融雪施設設置資金貸付事業費		千円
	1 融雪施設設置資金貸付事業費	100,270
2 諸支出金	1 一般会計借入金償還金	166,040
		166,040
歳出合計		266,310

平成18年度 小樽市物品調達特別会計予算

平成18年度小樽市の物品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 物品売払収入	1 物品売払収入	7,500 7,500
歳入	合計	7,500

歳出

款	項	金額
		千円
1 物品購入費	1 物品購入費	7,500 7,500
歳出	合計	7,500

平成18年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	892 床
(2) 年間入院患者数	198,925 人
(3) 年間外来患者数	263,764 人
(4) 一日平均入院患者数	545 人
(5) 一日平均外来患者数	1,081 人
(6) 主な建設改良事業の概要	
イ 医療機器等購入費	99,600 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	10,510,682 千円
第1項 医療収益	9,485,519 千円
第2項 医療外収益	933,917 千円
第3項 付帯事業収益	71,246 千円

第4項 特別利益 20,000 千円

支 出

第1款 病院事業費用	10,810,619 千円
第1項 医療費用	10,181,285 千円
第2項 医療外費用	538,088 千円
第3項 付帯事業費用	71,246 千円
第4項 特別損失	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額228,979千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70千円、過年度分損益勘定留保資金47,075千円及び当年度分損益勘定留保資金181,834千円で補てんするものとする。)。

	収 入
第1款 資本的収入	4,544,782 千円
第1項 企業債	95,100 千円
第2項 他会計出資金	49,682 千円
第3項 他会計長期借入金	4,400,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	4,773,761 千円
第1項 建設改良費	99,600 千円
第2項 企業債償還金	90,439 千円
第3項 他会計長期借入金償還金	4,400,000 千円
第4項 長期貸付金	9,204 千円
第5項 退職給与金	174,403 千円
第6項 国庫補助金返還金	115 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小樽病院 医療機器 整備事業費	千円 69,300	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	平成19年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等又は元金均等半年賦償還により償還するものとする。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
第二病院 医療機器 整備事業費	25,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び付帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,347,058 千円
- (2) 交際費 150 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、82,365千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,421,950千円と定める。

平成18年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 給水世帯数 | 67,400 世帯 |
| (2) 年間総給水量 | 19,500 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 53,425 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 配水管整備事業

事業費 300,000 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 500,000 千円

事業概要 送水管更新工事、蘭島配水池改良工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益 3,263,437 千円

第1項 営業収益	2,971,247 千円
第2項 営業外収益	292,090 千円
第3項 特別利益	100 千円

支 出

第1款 水道事業費用	3,195,403 千円
第1項 営業費用	2,212,319 千円
第2項 営業外費用	962,084 千円
第3項 特別損失	21,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額984,091千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,030千円、過年度分損益勘定留保資金695,709千円及び当年度分損益勘定留保資金251,352千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	1,227,585 千円
第1項 企業債	797,900 千円
第2項 負担金	77,385 千円
第3項 工事負担金	2,000 千円
第4項 貸付金償還金	350,000 千円
第5項 固定資産売却代	300 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,211,676 千円
第1項 建設改良費	838,067 千円
第2項 企業債償還金	1,200,902 千円
第3項 貸付金	100,000 千円
第4項 退職給与金	72,707 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業費	千円 298,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 平成19年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
改良工事費	499,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 851,442 千円

(2) 交際費 50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、24,863千円と定める。

平成18年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	59,500 戸
(2) 年間総排水量	22,250 千m ³
(3) 一日平均排水量	60,959 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

イ 築造工事費

事業費 802,400 千円

事業概要 汚水管布設工事 勝納、塩谷地区ほか

雨水渠築造工事 銭函地区

中央下水終末処理場

汚泥処理棟 汚泥焼却設備工事
水処理施設 反応タンク設備工事ほか

銭函下水終末処理場

汚泥処理棟 汚泥脱水設備工事
汚泥濃縮設備工事
本館沈砂池棟ほか2棟
計測設備工事ほか

入船中継ポンプ場 受変電・制御電源設備工事ほか

勝納中継ポンプ場 ゲート設備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源にあてるため、資本費平準化債33,800千円及び下水道事業債(特別措置分)215,700千円を借り入れる。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,152,107 千円
第1項 営業収益	2,204,347 千円
第2項 営業外収益	947,660 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,972,104 千円
第1項 営業費用	2,622,163 千円
第2項 営業外費用	1,339,841 千円
第3項 特別損失	10,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額696,787千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,215千円及び当年度分損益勘定留保資金659,572千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,530,501 千円

第1項 企業債	1,198,200 千円
第2項 補助金	355,100 千円
第3項 負担金	914,217 千円
第4項 受益者負担金	9,954 千円
第5項 工事負担金	21,000 千円
第6項 貸付回収金	31,930 千円
第7項 固定資産売却代	100 千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,227,288 千円
第1項 建設改良費	804,963 千円
第2項 企業債償還金	2,390,825 千円
第3項 貸付金	31,500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央下水終末処理場 汚泥処理棟 機械設備(汚泥焼却設備)事業費	平成19年度 ～ 平成21年度	千円 2,438,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 372,600	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成19年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により、定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
資本費平準化債	511,800			
下水道事業債 (特別措置分)	563,300			
				2 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

176,672 千円

平成18年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	48,200 t
イ がれき類等	27,000 t
ロ 廃プラスチック類等	3,200 t
ハ 土 砂	18,000 t
(2) 一日平均埋立処分量	190 t
イ がれき類等	106 t
ロ 廃プラスチック類等	13 t
ハ 土 砂	71 t
(3) 主要な建設改良事業の概要	
イ 産業廃棄物最終処分場内整備事業	
事業費	3,100 千円
事業概要	モニタリング井戸掘削工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益		130,633 千円
第1項 営業収益		129,465 千円
第2項 営業外収益		1,168 千円
	支 出	
第1款 産業廃棄物等処分事業費用		128,601 千円
第1項 営業費用		124,891 千円
第2項 営業外費用		2,710 千円
第3項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額53,100千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額148千円、当年度分損益勘定留保資金25,030千円及び繰越利益剰余金処分額27,922千円で補てんするものとする。)。

	支 出	
第1款 資本的支出		53,100 千円

第1項 建設改良費 3,100 千円

第2項 他会計貸付金 50,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 28,907 千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち27,922千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計貸付金 27,922 千円